



埼玉県水道水質管理計画

(改正版)

平成18年7月

埼玉県

目 次

1	計画の目的及び計画期間	1
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画期間	
2	基本方針	1
	(1) 水質検査等に関する基本方針	
	(2) 水質監視に関する基本方針	
3	水質検査に関する事項	1
	(1) 検査体制	
	(2) 水質検査施設の整備	
4	埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項	2
	(1) 埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会	
	(2) 幹事会	
	(3) 水質監視部会	
	(4) 研修部会	
	(5) 精度管理部会	
5	水質監視に関する事項	3
	(1) 水質監視地点	
	(2) 検査項目	
	(3) 検査の時期及び頻度	
	(4) 検査機関	
	(5) 検査結果の報告	
	(6) 水質に関する研究	
	(7) 結果の公表	
6	研修に関する事項	4
	(1) 研修実施計画の策定	
	(2) 研修実施計画	
7	精度管理に関する事項	5
	(1) 精度管理実施計画の策定	
	(2) 精度管理実施計画	

【図・表】

- 表―1 水質検査体制
- 表―2 水質検査機関一覧表
- 表―3 水質監視地点の概要
- 図―1 水質検査体制（平成18年度）
- 図―2 水質監視地点（表・伏流水）
- 図―3 水質監視地点（井戸水）
- 図―4 水質検査結果連絡体制図

埼玉県水道水質管理計画

平成6年3月31日制定

平成14年3月25日改正

平成17年4月1日改正

平成18年7月1日改正

1 計画の目的及び計画期間

(1) 計画の目的

この計画は、埼玉県における水質管理体制の充実、水質検査施設の整備及び水道原水の水質監視体制を確立することにより、県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的とする。

(2) 計画期間

この計画の目標年次は、平成25年とする。

なお、中間目標年次を平成20年度とし、水道水質基準の改定及び水質管理体制整備の進捗状況等に合わせ、適宜この計画の見直しを行うものとする。

2 基本方針

(1) 水質検査等に関する基本方針

水道事業体は水質検査を行うために必要な検査施設を原則として自ら設置しなければならない。しかし、単独の検査施設を設置することが困難であるなどの事情がある場合は、複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託するなどにより、水道事業体の規模に応じた水質検査体制の整備を図るものとする。また、水質検査を委託することにより水質管理への対応が不十分にならないよう、県は水質管理又は水質検査に関する研修、講習会等を実施し、担当者の技術向上を図るものとする。

(2) 水質監視に関する基本方針

県は、埼玉県企業局（以降、「企業局」と言う。）及び市町村（以降、水道事業体等という。）と共同で水道原水の水質を広域的かつ合理的に監視する計画を作成し、各水道事業体等が主体となって計画に基づく検査を実施して、長期的に安全で安定した給水体制の確立を図る。

水質監視の測定対象は水道原水を原則とし、また、測定項目は「水質管理目標設定項目」を原則とする。

水質監視は企業局及びさいたま市等の大規模水道事業体が中心となり、他の水道事業体と共同で体系的・組織的に行う。また、県は水道事業体による水質監視が困難な地域について、その対応が不十分とならないよう、行政的な調査を実施するなどして水質監視体制の強化を図る。

3 水質検査に関する事項

(1) 検査体制

ア 水道用水供給事業

県の久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、行田浄水場及び吉見浄水場の5浄水場において一部を検査し、その他の項目については埼玉県水質管理センター（以降、「水質管理センター」と言う。）で検査を実施している。

イ 上水道事業

66事業のうち、さいたま市、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が水質基準の定められた50項目全項目を自己で機器を整備して検査を実施（以降、「自己検査」と言う。）しており、また、越谷・松伏水道企業団、上尾市、所沢市、狭山市が一部の項目について自己検査を実施している。

その他の上水道事業は、衛生研究所等の地方公共団体の機関又は水道法第20条第3項の規定による登録を受けた「埼玉県を水質検査を行う地域」としている検査機関（以降、「登録検査機関」と言う。）に検査を依頼している。

ウ 簡易水道事業

事業の全てが登録検査機関又は衛生研究所等に検査を依頼している。

エ 専用水道

施設の全てが登録検査機関又は衛生研究所等に検査を依頼している。

表一 水質検査体制

(2) 水質検査施設の整備

水道事業体は必要な検査を実施できるよう、体系的かつ計画的に検査機器の整備に努めなければならないが、本県においては小規模な水道事業体が多く、全てが単独で検査施設を設置するのは困難な状況にある。このため、自己の検査施設のある水道事業体はさらにその施設の整備拡充を図ることとし、他の水道事業体については複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託することにより、水道事業体の規模に応じた適切な水質検査体制の確立を図ることとする。また、委託する場合であっても水質管理への対応が不十分にならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制の整備に努めることとする。

表一 2 水質検査機関

図一 1 水質検査体制

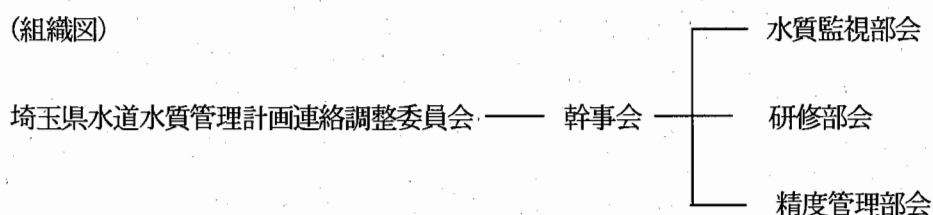
4 埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項

埼玉県水道水質管理計画を推進するに当たって、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会設置要綱に基づき埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会を設置し、水道水質管理計画に関する諸問題について検討を行い円滑な推進を図るものとする。

同委員会は、行政（埼玉県保健医療部及び環境部）、水道用水供給事業者（企業局）、水道事業体及び登録検査機関のうち県内の水道事業体から水質検査の依頼のあった検査機関（以降、「検査実績を有する登録検査機関」という。）の代表らで構成し、保健医療部・食品安全局長を会長とする。

また、同委員会は、その下部組織として幹事会を設置し、更に作業部会として水質監視部会、研修部会及び精度管理部会を設置する。

（組織図）



(1) 埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会

県内の水道原水の水質の状況及び水質監視の結果等から、水質監視のあり方等について全般的な検討を行い、水質管理計画の基本方針を策定する。また、利用者への情報提供の推進を図るため関係機関等に対し監視結果を公表するとともに、県民に対して水道原水水質保全のPRを実施する。

(2) 幹事会

各部会から報告された内容の整備及び検討を行い、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会で検討する課題の整理を行う。

(3) 水質監視部会

水道原水の水質監視に関する基本方針に基づき、水道原水の汚染状況等を勘案し、水質監視計画を策定実施する。

また、水質変化の原因究明及び今後の水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を実施する。

(4) 研修部会

水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図る講習会の実施等、水道担当者の技術向上に関する計画を策定実施する。

(5) 精度管理部会

県内で水質検査を実施している機関（登録検査機関を含む）間の精度管理の実施に関する計画を策定実施する。

5 水質監視に関する事項

水質監視は定期的に継続して実施し、水質の変化を把握するとともに、その原因究明を行う。また、今後の水質変化の予測等水質に関する調査研究を行う。

(1) 水質監視地点

水質監視地点は、県内の水道原水の水質を代表するよう広範囲から偏ることなく選定する。また、環境の変化等に応じて適宜変更を行うものとする。

ア 表・伏流水（12地点）

荒川…秩父地区、寄居地区、大久保浄水場、吉見浄水場

荒川水系入間川…飯能地区、入間地区、狭山地区、小川地区、毛呂山地区、都幾川地区

利根川…行田浄水場

利根川水系江戸川…庄和浄水場、新三郷浄水場

イ 井戸水（22地点）

埼玉県を概ね10km四方区画に区分し、主な区画から原則として1本以上、一日平均取水量の多い井戸を選定する。

表―3 水質監視地点の概要

図―2 水質監視地点

(2) 検査項目

「水質管理目標設定項目」のうち必要な項目について実施する。その他、「水質管理目標設定項目」以外の項目については、「要検討項目」などを参考に適宜設定する。

(3) 検査の時期及び頻度

表・伏流水については、各地点、毎年度4回、四半期ごとに実施する。ただし、農薬類は使用時期を考慮して年2回実施する。

井戸水については、各地点、毎年度2回、半年ごとに実施する。ただし、農薬類については使用時期を考慮して年1回実施する。

(4) 検査機関

水道用水供給事業の表流水にあつては、水質管理センター。

その他の表・伏流水及び井戸水は、自己検査体制を整備した水道事業者、衛生研究所又は登録検査機関。

(5) 検査結果の報告

水質監視実施機関は毎年度終了後速やかに検査結果を水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。また、これに限らず、検査結果が目標値等を超過して検出され、水源等に異常があると判断される場合には速やかに水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。

水質監視部会は検査結果を年度ごとにまとめ、幹事会へ報告する。

図ー3 水質検査結果連絡体制図

(6) 水質に関する研究

ア 研究の目的

水質監視部会は、毎年度適切な水質監視計画を策定するに当たって、その参考とするため水質変化の原因究明及び水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を行う。

イ 研究機関

衛生研究所

(7) 結果の公表

水質監視の結果は、利用者への情報提供を図るため、各関係機関等に公表し、水道原水の水質保全のPRに努める。

6 研修に関する事項

(1) 研修実施計画の策定

研修部会は、水道事業者等水道担当者の技術向上に関する研修会等に関する計画を策定実施する。

(2) 研修実施計画

ア 水道研修会の開催

① 目的 水道事業者、保健所及び衛生研究所等の水道担当者等の水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図るため、水道及び水質等に関する講演、行政上の諸問題に関する伝達、水道事業者等の事例報告を実施する。

② 開催頻度 適宜

③ 対象者 水道事業者、企業局、保健所、衛生研究所等の水道担当職員、「知事の権限に属す

る事務処理の特例に関する条例」に基づき水道法等の権限を委譲した市町村の環境衛生担当職員、登録検査機関

イ 水質検査に関する研修

① 目 的 水質検査担当者の技術向上のため、衛生研究所等において、水道事業体等の水質検査担当者に対して水質検査に関する研修を実施する。

② 実施頻度 適宜

③ 対象者 各水道事業体等の水質検査担当者

ウ 浄水処理に関する研修

① 目 的 浄水場における水処理技術向上のため、企業局浄水場等において、水道事業体等の職員に対して浄水処理に関する研修を実施する。

② 実施頻度 適宜

③ 対 象 者 各水道事業体の浄水処理担当者等

エ 実施結果の報告

毎年度、研修部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

7 精度管理に関する事項

(1) 精度管理実施計画の策定

精度管理部会は、水質基準等における各種物質の検査の精度管理を実施するため、精度管理の実施に関する計画を策定し、県内で水質検査を実施している検査機関（登録検査機関を含む）の精度の向上を図る。

(2) 精度管理実施計画

ア 実施項目の選定

毎年度、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうちから最低2項目を実施する。

イ 実施方式

オープン方式又はブラインド方式

ウ 実施回数

毎年度、1回以上実施する。

エ 実施結果の報告

毎年度、精度管理部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

表-1 (1) 水質検査体制

上水道

平成18年4月1日現在

番号	名 称	検査の委託の状況	今後の方針	備 考
0	水道施設課	なし	現状に同じ	
1	秩父市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
2	深谷市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
3	飯能市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
4	さいたま市	毎日検査項目	現状に同じ	
5	所沢市	毎日検査項目、毎月検査項目を除く項目	現状に同じ	
6	川口市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
7	川越市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
8	戸田市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
9	入間市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
10	羽生市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
11	草加市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
12	行田市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
13	加須市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
14	志木市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
15	鳩ヶ谷市	毎日検査項目、pH、臭気を除く項目	現状に同じ	
16	寄居町	毎日検査項目、pH、臭気を除く項目	現状に同じ	
17	蔵市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
18	狭山市	毎日検査項目、消毒10項目、重金属類以外の項目	現状に同じ	
19	春日部市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
20	本庄市	全て委託（本庄地区） 毎日検査項目を除く項目（児玉地区）	現状に同じ 現状に同じ	
21	幸手市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
22	大利根町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
23	久喜市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
24	宮代町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
25	鴻巣市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
26	川島町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
27	白岡町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
28	吉川市	全て委託	現状に同じ	
29	栗橋町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
30	小川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
31	和光市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
32	杉戸町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
33	上尾市	毎日検査項目、毎月検査項目を除く項目	現状に同じ	
34	新座市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
35	ふじみ野市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
36	朝霞市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
37	小鹿野町	全ての項目	現状に同じ	
38	横瀬町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
39	東松山市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
40	毛呂山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
41	富士見市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
42	熊谷市	毎日検査項目、味、臭気を除く項目	現状に同じ	
43	蓮田市	毎日検査項目を除く全ての水質基準項目	現状に同じ	
44	三郷市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
45	八潮市	毎日検査項目、pHを除く項目	現状に同じ	
46	葛蒲町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

表-1 (2) 水質検査体制

上水道

平成18年4月1日現在

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
47	三芳町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
48	江南町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
49	吉見町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
50	日高市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
51	騎西町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
52	越生町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
53	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
54	鷺宮町	毎日検査項目、味、臭気を除く項目	現状に同じ	
55	嵐山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
56	滑川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
57	伊奈町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
58	北川辺町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
59	美里町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
60	鳩山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
61	上里町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
62	越谷・松伏(企)	一部の項目(1,4-ジクロロベンゼン、臭素酸、ジエチルメルカプタン、2-MIB、農薬類など)	現状に同じ	
63	皆野・長瀬(企)	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
64	桶川・北本(企)	毎日検査項目、pHを除く項目	現状に同じ	
65	坂戸・鶴ヶ島(企)	GC-MS法以外の農薬類	現状に同じ	
66	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

簡易水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
1	秩父市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	12箇所
2	坂戸市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
3	鴻巣市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
4	毛呂山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
5	飯能市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
6	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	2箇所
7	横瀬町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
8	小鹿野町	全ての項目	現状に同じ	5箇所
9	東秩父村	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	8箇所
10	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	3箇所
11	寄居町	毎日検査項目、pH、臭気を除く項目	現状に同じ	2箇所
12	行田市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所

表-2 水質検査機関一覧表

水道事業体及び地方衛生研究所等の地方公共団体

検査機関名称	所在地
埼玉県企業局大久保浄水場	埼玉県 さいたま市桜区宿618
埼玉県企業局庄和浄水場	埼玉県春日部市新宿新田100
埼玉県企業局行田浄水場	埼玉県行田市小針1632
埼玉県企業局新三郷浄水場	埼玉県三郷市南蓮沼1
埼玉県企業局吉見浄水場	埼玉県吉見町大和田198
埼玉県企業局水質管理センター	埼玉県行田市小針1632
さいたま市水道局給水部水質検査課	埼玉県さいたま市北区東大成町2-445-1
坂戸・鶴ヶ島水道企業団鶴ヶ島浄水場	埼玉県鶴ヶ島市脚折2023
上尾市中央浄水場	埼玉県上尾市上尾村1157
所沢市第一浄水場	埼玉県所沢市宮本町2-7-7
越谷・松伏水道企業団水質試験室	埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-22
狭山市第一浄水場	埼玉県狭山市鶴の木5-3
埼玉県衛生研究所	埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1
埼玉県衛生研究所深谷支所	埼玉県深谷市田谷11

埼玉県内を営業区域とする水道法第20条第3項の登録検査機関

平成18年6月30日現在

検査機関名称	所在地
社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区太田窪2051-2
株式会社メデカジャパン	埼玉県鴻巣市天神3-673
社団法人群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町5-18-36
財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	茨城県水戸市緑町3-5-35
財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11
財団法人日本環境衛生センター	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市北里1-15-1
社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸1-19-10
社団法人県央研究所	新潟県三条市大字吉田1411甲
株式会社江東微生物研究所	福島県いわき市好間工業団地4-18
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856-3
株式会社エスアールエル西日本	福岡県大野城市2-1-3
株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市並榎町637-2
中外テクノス株式会社	兵庫県神戸市西区井吹台東町7-3-7
財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町1-100立川航空(株)内38号棟
株式会社環境管理センター	東京都八王子市下恩方町323-1
株式会社東邦微生物病研究所	大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14
オーヤラックスクリンサービス株式会社	東京都調布市富士見町4-16-4
株式会社日水コン	東京都日野市旭が丘4-7-107
株式会社静環検査センター	静岡県藤枝市高柳2310
オルガノ株式会社	神奈川県相模原市西大沼4-4-1
国土環境株式会社	東京都世田谷区駒沢3-15-1
財団法人日本食品分析センター	東京都多摩区永山6-11-10
株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見4-16-2
日本環境株式会社	東京都江戸川区船堀5-11-19
藤吉工業株式会社	愛知県名古屋市中千種区末盛通2-13-2
株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町2277-12
前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須537
株式会社ウェルシィ	東京都東村山市恩多町1-14-1
東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区中葛西6-7-6
株式会社総研	栃木県宇都宮市小幡2-4-5
株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市市場1361-1
アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原4-4
クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台2-8-14
ニッカウエスキー株式会社	千葉県柏市増尾字松山967
株式会社エオネックス	石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
株式会社東京水質研究所	東京都中野区3-50-9

表-3 水質監視地点の概要 No. 1

水道水源名	水質監視地点とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	検査機関	備考	
					井戸の深さ (スレーターの位置)	一日平均取水量 (平成15年度実績)
表流水 荒川	大久保浄水場中央系原水 さいたま市宿地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		229,616m ³
表流水 利根川	行田浄水場原水 行田市須加地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		363,697m ³
表流水 利根川水系江戸川	庄和浄水場原水 庄和町新宿新田地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		191,502m ³
表流水 利根川水系江戸川	新三郷浄水場原水 三郷市新和地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		320,490m ³
表流水 荒川	吉見浄水場原水 吉見町大和田地内	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 3回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		H17. 7 供用開始
表流水 荒川	秩父市別所浄水場原水 秩父市別所538番地別所浄水場着水井	秩父市	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		11,700m ³
表流水 荒川水系入間川	飯能市小岩井取水場 飯能市小岩井1016-2	飯能市	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		20,081m ³
伏流水 荒川水系入間川	入間市鍵山浄水場 入間市鍵山3-5-5番地先	入間市	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		1,231m ³
表流水 荒川	寄居町折原浄水場 寄居町折原1010番地	寄居町	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		3,980m ³
伏流水 荒川水系入間川	狭山市入間川伏流水 狭山市下丘瀬地内	狭山市	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		234m ³
表流水 荒川水系槻川	小川町青山浄水場 小川町青山1016	小川町	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		2,697m ³
伏流水 荒川水系毛呂川	毛呂山町金塚浄水場 毛呂山町毛呂本郷122-1	毛呂山町	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		1,731m ³
表流水 荒川水系七重川	都幾川支流七重川水源 ときがわ町大野地内	ときがわ町	水質管理目標設定項目 4回/年 農薬類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		2,296m ³
井戸水	深谷市19号井戸 深谷市田谷45-2	深谷市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	160m(28,70,82,98,134)	2,753m ³
井戸水	所沢市第1浄水場内第2号取水井 所沢市宮本町2-7-7	所沢市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	300m(95,120,145,163,194, 207,232,240,260,270,284)	168m ³
井戸水	川口市新郷浄水場第3号井戸 川口市峯1451-4	川口市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	218m(119,135,162,173)	819m ³
井戸水	川越市郭町浄水場第4号水源 川越市小仙波町2-45-5	川越市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	176m(86,102,116,136)	307m ³
井戸水	戸田市第9取水井 戸田市下前1-7-5	戸田市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	240m(146,164,174,186, 198,225)	1,090m ³
井戸水	行田市向町浄水場第12水源 行田市長野4327-2	行田市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	220m(102,201)	1,611m ³

表一-3 水質監視地点の概要 No. 2

水道水源名	水質監視地点とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (スレナーの位置)	一日平均取水量 (平成15年度実績)
井戸水	加須市久下9号水源 加須市花崎北3-1	加須市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	220m(166,201)	908m3
井戸水	春日部市東部3号水源 春日部市榎籠字柳原629-2	春日部市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	350m(182,238,265,296, 330)	642m3
井戸水	本庄市第二浄水場13号井戸 本庄市杉山70-2	本庄市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(110,128,176)	5,638m3
井戸水	宮代町第2号水源 宮代町字道仏28	宮代町	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	281m(115,155,213,223, 283)	969m3
井戸水	鴻巣市第8号水源 鴻巣市箕田311	鴻巣市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	300m(200,217,244,272, 283)	405m3
井戸水	川島町吹塚第1水源 川島町八幡1-14	川島町	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	150m(69,91,108,119)	1,047m3
井戸水	新座市野火止2号 新座市野火止7-20	新座市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(101,112,156)	1,231m3
井戸水	福岡第1号水源 ふじみ野市長宮2-2-6	ふじみ野市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	200m(79,126,152,163)	1,088m3
井戸水	東松山市第2浄水場第2水源 東松山市下唐子874	東松山市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	10.83m(9.23,9.53)	3,334m3
井戸水	熊谷市東部第3水源 熊谷市柿沼861-1	熊谷市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	20m(スレナーなし)	4,233m3
井戸水	日高市高麗本郷水源 日高市高麗本郷55	日高市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	7.1m(5.5)	3,293m3
井戸水	鷺宮町第4号水源 鷺宮町西大輪1491-3	鷺宮町	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(194,252,283)	766m3
井戸水	さいたま市浦和浄水場3号井 さいたま市浦和区仲町4-23	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	さいたま市 水道局	267m(150,182,249)	49m3
井戸水	さいたま市日進浄水場1号井 さいたま市北区日進町1-734	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	さいたま市 水道局	250m(165,178,207,224)	114m3
井戸水	越谷・松伏水道企業団南部浄水場第6水源 越谷市七左町2-184	越谷・松伏 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	340m(154,301)	656m3
井戸水	桶川北本水道企業団第7号水源 桶川北本市中丸6-83	桶川・北本 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(204,220,256,286)	577m3

图-1-1 水质検査体制（平成18年度）

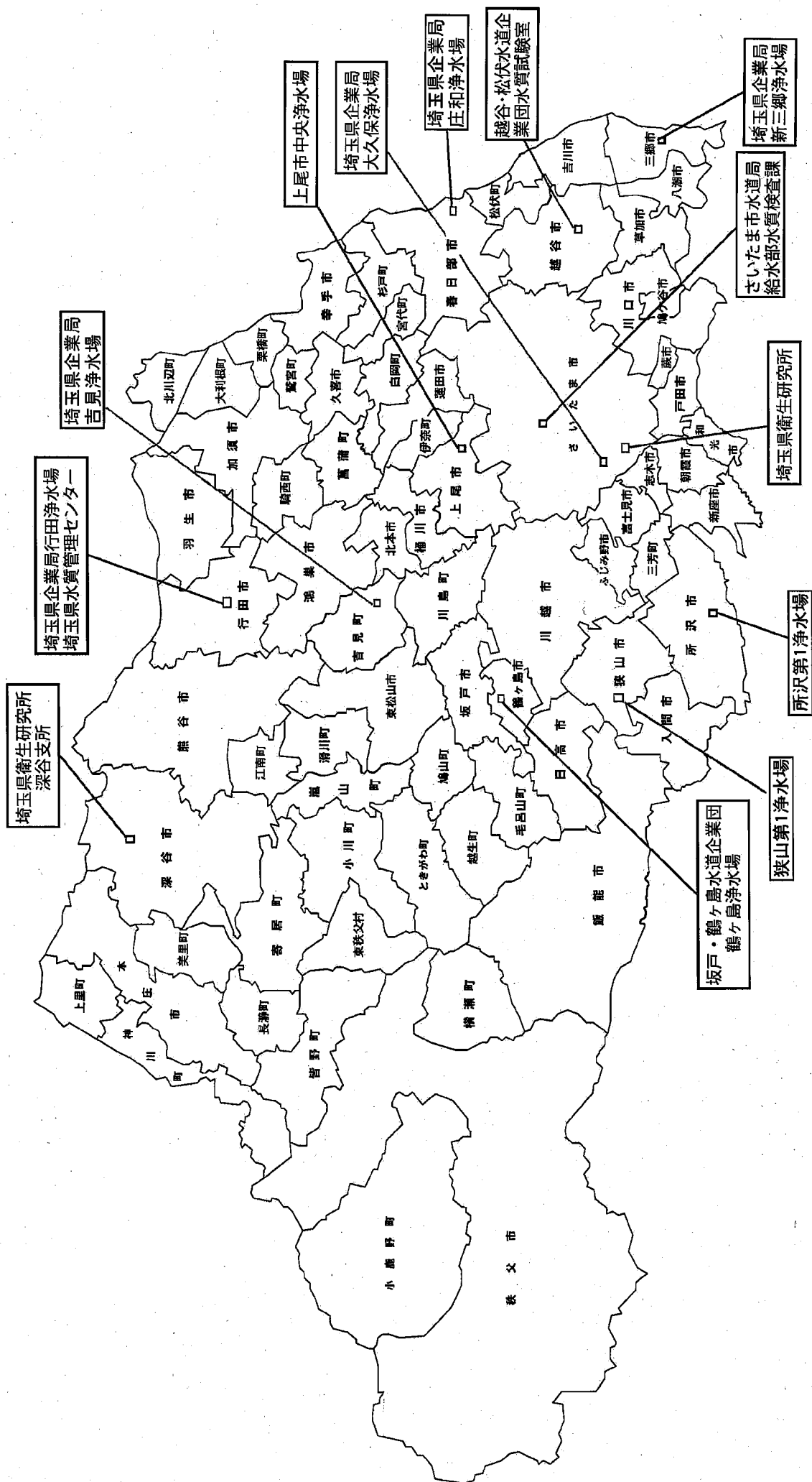


圖-2 水質監視地点(表・伏流水)

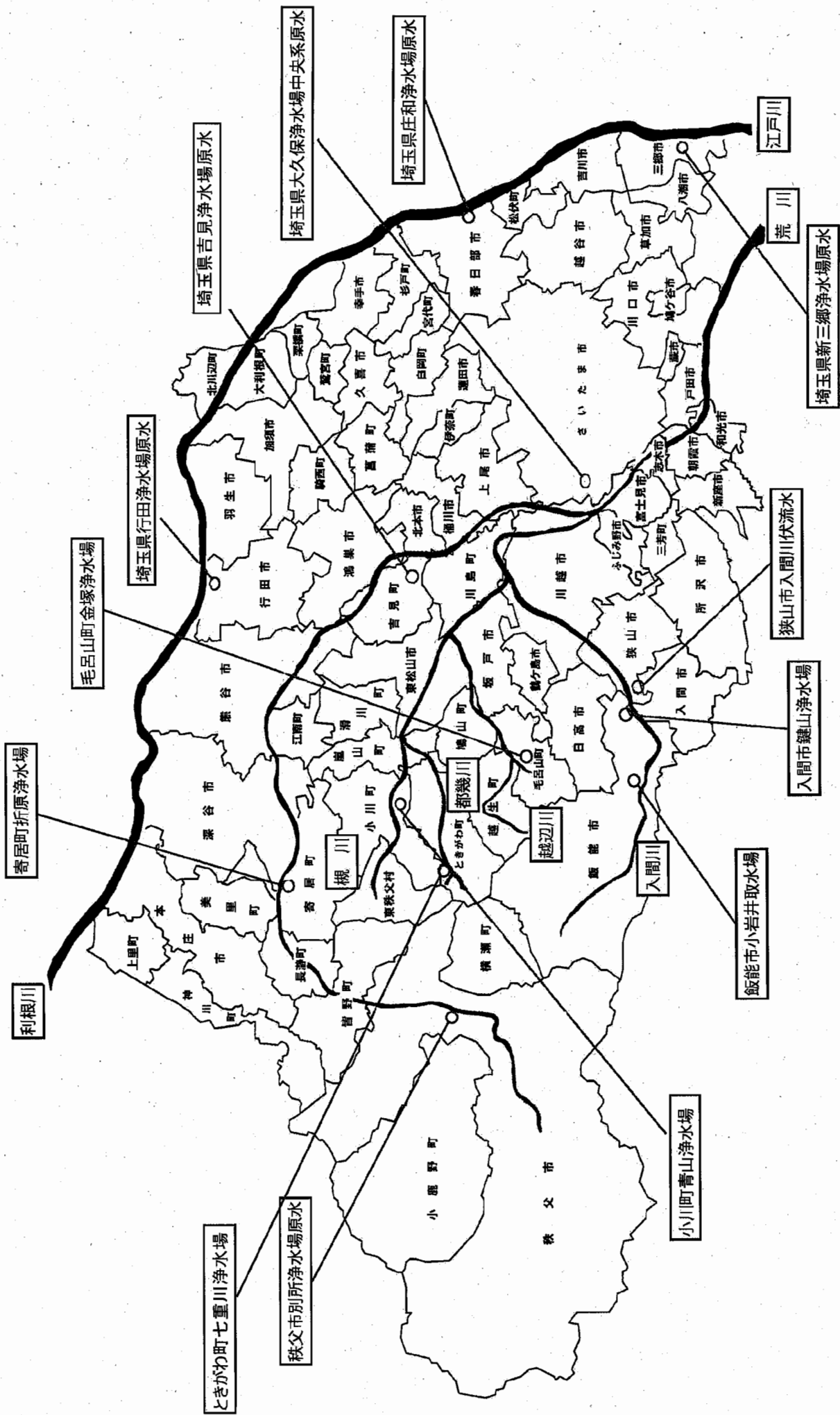
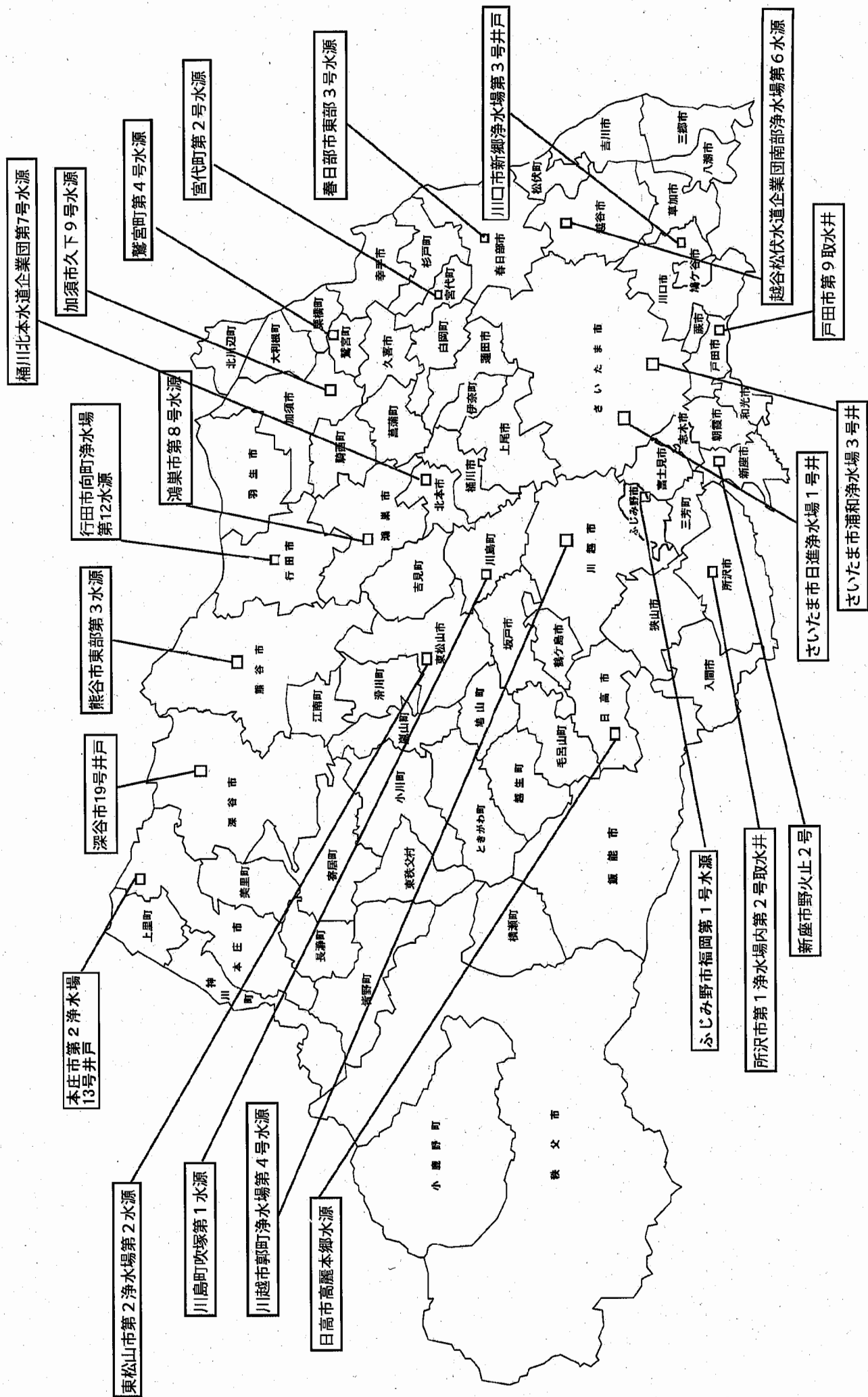
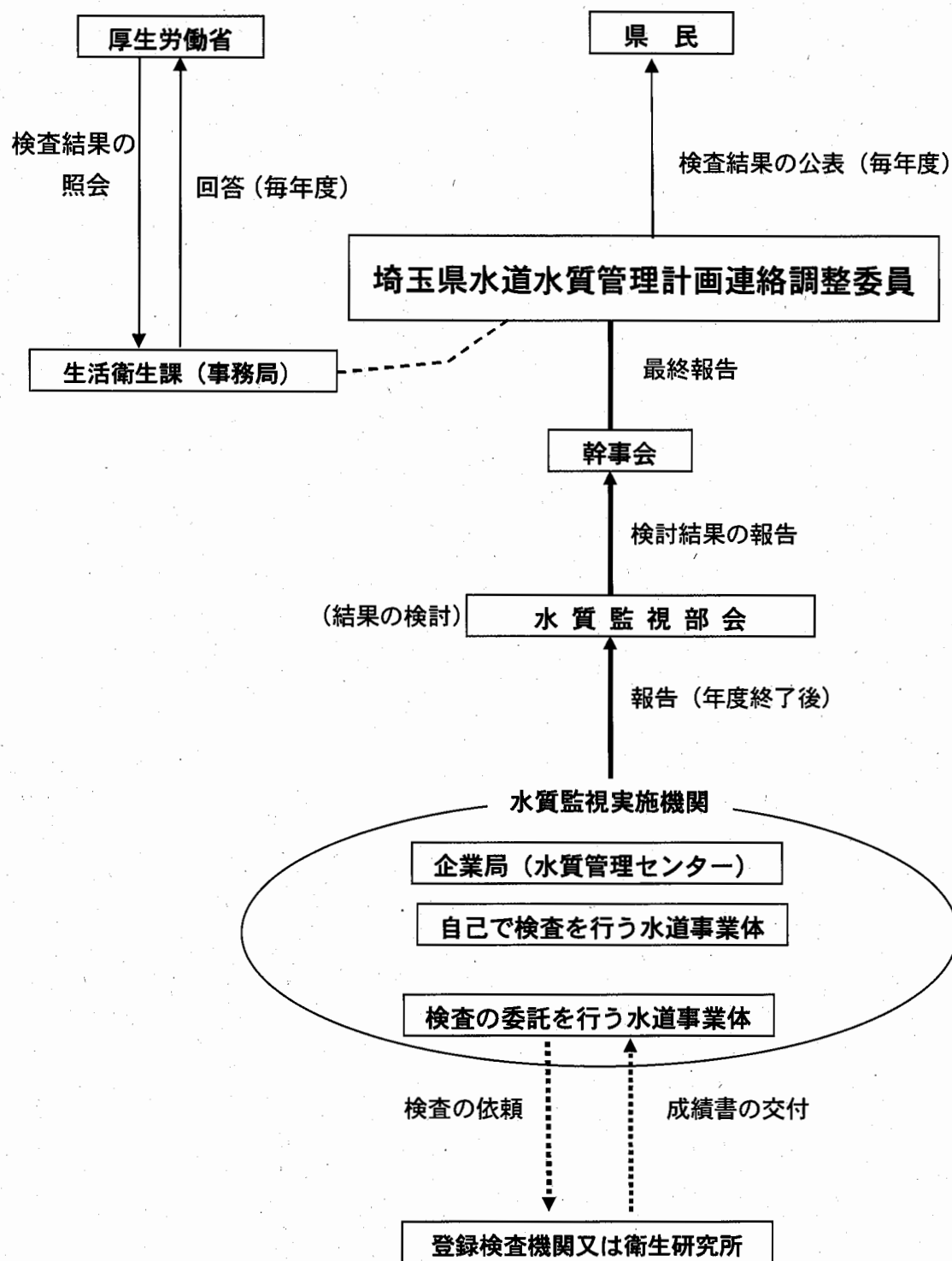


圖-3 水質監視地点(井戸水)



図－４ 水質検査結果連絡体制図



埼玉県水道水質管理計画

平成18年7月改正版

発行者 埼 玉 県
(保健医療部生活衛生課)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL048(824)2111(内線3616)

048(830)3616(ダイヤルイン)
